

令和5年度に発生した市内公立学校のいじめの重大事態に関する調査報告について

1.調査報告書(公表版) 別添のとおり

2. 調査結果の取扱い

本案件にて不登校であった児童生徒(以下「当該児童生徒」という。）・保護者が調査報告書の公表の意向を示していることから、議会報告後、添付の公表版を恵庭市ホームページで6か月間公表することとしたい。

3. 調査の経過

- (1)調査の主体 恵庭市いじめ問題調査委員会
- (2)重大事態発生日 令和5年7月(令和5年9月第2回補正予算報告)
- (3)調査諮問日 令和6年3月26日
- (4)会議等開催回数 17回(別途聞き取り8回実施)
- (5)報告書提出日 令和7年4月4日
- (6)当該児童生徒・保護者への報告日 令和7年4月11日
- (7)当該児童生徒の保護者意向受理日 令和7年5月1日
- (8)市長報告日 令和7年7月7日
- (9)公表版確認について当該児童生徒の保護者意向受理日 令和7年7月22日

4. 調査委員からの指摘事項と提言(抜粋)

(1)学校への問題点の指摘

- ・担任としてすぐに管理職に報告し、組織的対応・組織的調査の必要性の指摘
- ・「困難課題対応的生徒指導」の視点で、校内校外の関係機関と連携・協働したネットワーク型支援チームによる対応の必要性の認識の欠如
- ・校長自らリーダーシップを発揮し、教員に対し「いじめ防止基本方針」に基づく研修を行うとともに、報告・連絡・相談の重要性についての意識喚起の未実施

(2)学校への再発防止策の提言

- ・教職員が法や基本方針の理解促進を図ることを目的とした校内校外研修の充実
- ・保護者が気軽に学校を訪れ、学校運営に保護者が協力できる環境を整備する

5. 調査による提言を踏まえた市教委の対応への提言(抜粋)

- ・より早期のスクールカウンセラーの派遣が必要
- ・学校の判断が遅れた場合に組織的な対応のための市教委からの支援
- ・学校の危機管理に関して指導助言を担う人材を配置